

砂川市訓令第5号

令和4年3月9日

砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給要綱を次のように定める。

砂川市長 善岡雅文

(別 紙)

砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道の飲食店感染防止対策認証制度（以下「第三者認証制度」という。）の認証（以下「認証」という。）の取得を促進するため、飲食店に対し、給付金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(給付金の支給対象者及び支給額)

第2条 給付金の支給を受けることができる者は、認証を取得している市内の飲食店とする。

2 給付金の支給額は、店舗ごとに10万円とする。

(申請受付期間)

第3条 給付金の申請受付期間は、令和4年3月9日から31日までとする。

(申請及び支給の方式)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付の上、市長に提出するものとする。

(1) 第三者認証制度における認証書の写し

(2) 砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第2号様式）

(3) 給付金の振込口座の番号がわかる金融機関の通帳の写し等の書類

2 市による支給は、申請者から通知された金融機関の口座に振り込むものとする

(支給の決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給と決定したときは、砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知の上給付金を支給するものとし、不支給と決定したときは、砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金不支給決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(支給等に関する周知)

第6条 市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により飲食店への周知を行う。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、給付金の支給決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給決定を取り消し、既に支給した給付金があるときは、支給した給付金の全部又

は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 認証を取り消されたとき
- (2) この訓令の規定に違反したとき
- (3) 偽りその他不正の手段により給付金の支給決定を受けたとき
- (4) その他支給することが不相当と認められる事由が生じたとき

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年3月9日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金申請書

年 月 日

砂 川 市 長 様

郵便番号 〒 _____

事業所所在地

屋号又は事業所名

代表者氏名

電話番号 _____

砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金の給付を受けたいので、砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請金額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 第三者認証制度における認証書の写し
- (2) 砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金申請に係る誓約書兼承諾書(別記第2号様式)
- (3) 給付金の振込口座の番号がわかる金融機関の通帳の写し等の書類

別記第2号様式（第4条関係）

砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金申請に係る誓約書兼承諾書

私は、砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金の申請にあたり、下記のことを誓約及び承諾します。

記

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
- 2 給付金の支給後、砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給要綱第7条の規定により、対象条件に該当しなくなった場合は、支給を受けた給付金を返還することを承諾します。

年 月 日

事業所所在地 _____

代表者氏名（自署又は記名押印） _____

別記第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

北海道砂川市長

砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金については、砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給要綱第5条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1 支給決定額

_____円

2 振込予定日

年 月 日（ ）

別記第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

北海道砂川市長

砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金については、砂川市飲食店第三者認証取得促進給付金支給要綱第5条の規定に基づき審査した結果、次の理由により不支給となりましたので通知します。

不支給の理由